

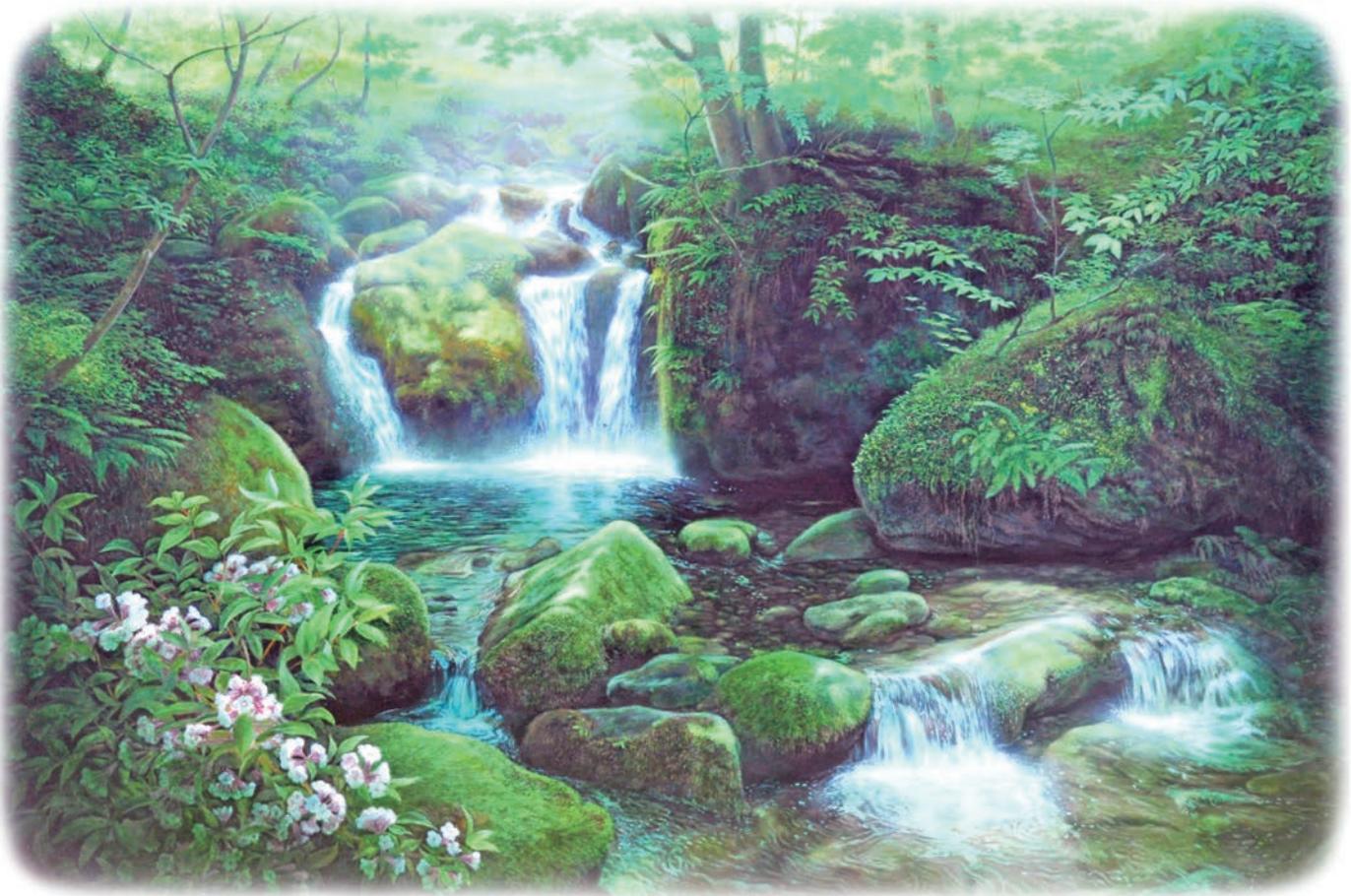
社会保険 とっとり

vol.589

2020
5

今月の記事

- 8月、9月の随時改定予定者にかかる算定基礎届の提出について
- 算定基礎届事務説明会中止のお知らせ
- 被保険者資格に関する届出はお済みですか？
- 子ども・子育て拠出金率が改定されました！
- 現物給与の価額が改定されました！
- 同じ月に複数の病院にかかった場合の高額療養費は？
- 教授の「職場の健康づくり研究室」
第72回 ～新型コロナウイルス肺炎対策について～
- 社会保険協会費納入のお願い
- 皆様の職場へ運動指導者を派遣します(無料)



ウツギ咲く仏谷（雨滝）

100号・油彩画

（鳥取県美術家協会会員 福田典高氏）

年金事務所からのお知らせ

8月、9月の随時改定予定者にかかる 算定基礎届の提出について

算定基礎届は、7月1日現在の全ての被保険者（6月1日以降に資格取得した被保険者を除く）が対象となりますが、8月または9月に随時改定が予定されている被保険者について、事業主から申出をいただいた場合は、7月提出時において、算定基礎届の届出を省略することが可能です。届出省略の申出を行う場合は、次のとおり算定基礎届を作成の上、ご提出ください。

紙媒体の場合

- 報酬月額欄は記入せず、空欄としてください。
- 備考欄の「3. 月額変更予定」に○を付してください。

届書記載例

①	100	②	年金 太郎	③	5-55.5.5	④	年 月	⑦		⑩	
⑤	健 200 千円	厚 200 千円	⑥	年 月	⑦昇(降)給 1.昇給 2.降給	⑧	月 円	⑨	1. 70歳以上被用者算定 (2) (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 ③ 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者 (特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()	⑪	円
⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総額	⑮	円	⑯	円	⑰	円
4月	(1)										
5月					⑯平均額						
6月					⑰修正平均額						

電子媒体および電子申請による届出の場合

8月または9月の随時改定予定者を除いて算定基礎届を作成の上、ご提出ください（ご提出がないことをもって、事業主からの申出があったとみなします）。

なお、当該被保険者について、8月または9月の随時改定の要件に該当した場合は月額変更届を、随時改定の要件に該当しないことが判明した場合は算定基礎届を、速やかにご提出ください。

※月額変更届、算定基礎届の用紙は、日本年金機構のホームページからダウンロードすることも可能です。

お問い合わせは、最寄りの年金事務所の厚生年金適用調査担当課までお願いします。

ご相談・
お問合せ先

鳥取年金事務所
鳥取市扇町176
電話 0857-27-8311

倉吉年金事務所
倉吉市山根619-1
電話 0858-26-5311

米子年金事務所
米子市西福原2-1-34
電話 0859-34-6111

算定基礎届事務説明会中止のお知らせ

緊急事態宣言が発出されたことに伴い、例年6月に実施している算定基礎届事務説明会は、開催を中止といたしました。

日本年金機構のホームページの大切なお知らせ等からアクセスいただけるページに、「算定基礎届」の記載方法に関する資料及び動画を掲載しますので、そちらをご確認いただくようお願いいたします。

詳しくは

日本年金機構

検索

被保険者資格に関する届出はお済みですか？

従業員を採用したときには、「**被保険者資格取得届／70歳以上被用者該当届**」を5日以内に提出してください。その際、運転免許証等での本人確認の徹底と、**個人番号または基礎年金番号の記入を忘れず**にお願いします。

また、従業員が退職したときなど、被保険者または被用者に該当しなくなった場合には「**被保険者資格喪失届／70歳以上被用者不該当届**」を5日以内にご提出ください。

被保険者が退職したときの資格喪失日は、退職日の翌日となります。

全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)に加入していた場合は、本人および家族の健康保険被保険者証、高齢受給者証等を必ず添付してください。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

子ども・子育て拠出金率が改定されました！



令和2年4月分(6月1日納期限)から、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、子ども・子育て拠出金率が1,000分の3.6(0.36%)に改定されました。

※令和2年3月分(4月30日納期限)までの拠出金率は1,000分の3.4(0.34%)です。

現物給与の価額が改定されました！

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合(現物給与)のうち、食事で支払われる報酬等に係る価額が改定され、令和2年4月1日より適用されました。

改定後の現物給与の価額は、日本年金機構ホームページをご覧ください。



協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

同じ月に複数の病院にかかった場合の **高額療養費は?**

Q 70歳未満の被保険者です。今月入院し、限度額適用認定証を使って精算したところ、窓口負担額は57,600円になりました。しかし、検査のため、今月は別の病院にも通院しており、その病院でも30,000円ほどの支払いがあります。これは高額療養費の対象になりますか？

A 医療機関ごとに支払った医療費がそれぞれ21,000円以上あり、それらを合計した1か月の自己負担額 **①** が自己負担限度額 **②** を超えていますので、高額療養費の対象になります。

① 自己負担額の計算方法

- 1か月単位(1日～末日)で計算
- 受診した人ごとに計算
- 医療機関ごと(医科・歯科別)で計算
- 入院と通院は分けて計算
同じ医療機関でも入院と通院は分けて計算します。
通院にかかる院外調剤分は通院分に合計します。
- 保険適用分が対象
(食事代、差額ベッド代等は対象外)

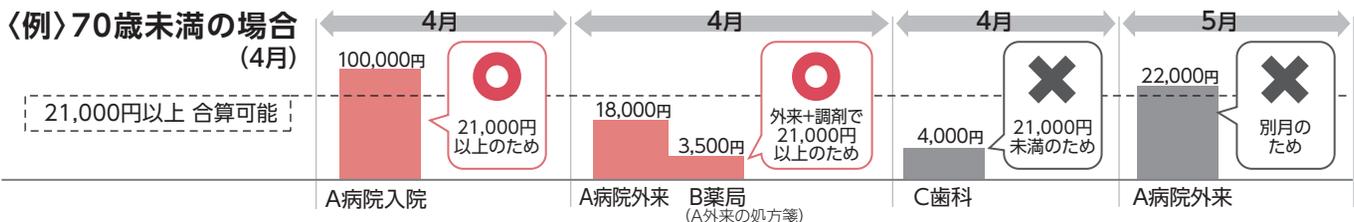
複数の医療機関での診療分や、同一世帯の他の受診者分を合算する場合の計算

70歳未満の方

21,000円以上の自己負担のみ合算できます。

70歳以上75歳未満の方

金額を問わずすべての自己負担を合算できます。



② 70歳未満の自己負担限度額

被保険者の所得区分によって自己負担限度額は変わります。
(70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額は協会けんぽホームページをご参照ください。)

被保険者の所得区分		自己負担限度額
ア	標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% [多数該当: 140,100円]
イ	53万～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% [多数該当: 93,000円]
ウ	28万～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% [多数該当: 44,400円]
エ	26万円以下	57,600円 [多数該当: 44,400円]
オ	低所得者(被保険者が住民税非課税)	35,400円 [多数該当: 24,600円]

Q のケースの場合

【●70歳未満 ●所得区分エ(自己負担限度額57,600円) ●自己負担額:57,600円+30,000円=87,600円】

自己負担額 **87,600円** - 自己負担限度額 **57,600円** = **30,000円** ◀ 申請により高額療養費が支給されます

お問合せ先

全国健康保険協会 鳥取支部
業務グループ
☎ 0857-25-0052

〒680-8560
鳥取市今町2丁目112番地
アクティ日ノ丸総本社ビル 5階
(5月25日移転後の所在地です)

すべての申請書は郵送可能です。

↓ 各種申請書はこちらからダウンロードできます!

協会けんぽ 鳥取 検索 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>



第72回 新型コロナウイルス肺炎対策について

▼公衆衛生対策とは何か

新型コロナウイルス感染症は、風邪様症状で始まり、インフルエンザより、やや感染しやすく、重症肺炎になりやすいと言われます。今回の新型肺炎への公衆衛生対策は、検疫、検査、医療提供、移動・社会活動制限、予防行動の推奨です。会社では、予防対策は実施するのですが、発病者や感染者が出た時のことを想定した準備が求められます。感染者には、自宅療養、発病者は医療にかかってもらうのですが、その際にも企業活動への影響を最小限にするためのBCP(業務継続計画)を立てておく必要があります。工場内で感染者が1人でも出れば操業停止と決める事は簡単ですが、どうなれば再開するかを決めておく必要があります。

1) 検疫

感染の可能性のある人に潜伏期間とされる期間、一般の人々と接触しないように隔離・滞在してもらいます。水際作戦ともいいますが、不顕性感染者が多い感染症では効力が弱く、また社会防衛のために一部の人の人権を制限するもので、実施には配慮が必要です。豪華客船の乗客・乗員への対応が問題になりましたが、引き換えに日本住民への感染の拡大を防いだともいえます。早い時点で乗客・乗員を陸地にあげ、感染リスク別に施設に滞在してもらい、健康観察をするのが良かったと思います。

2) 検査

PCR検査が有名になりました。鼻や喉の粘膜からとった粘液等に含まれるウイルス遺伝子の新型コロナウイルスだけが持つ特別な場所を増幅させて検出します。検査手技の不徹底もあり、この検査は見逃し例が多いようです。検査結果が陽性でも陰性でも検査に至った理由(症状等)があるなら、一定期間行動自粛してもらえれば、爆発的流行を防ぐことができると思われます。その場合でも、国民の中の一定割合(この疾病にかかりやすい人)が感染し終わるまで長期間流行が続くことになります。

3) 医療的対応

治療方法がないので、有症者への治療は対処療法となります。治る人は自分の免疫力で治っていきます。重症者には、人工呼吸器や人工肺が使われます。医療機関、医療従事者に様々な負荷がかかるので、不顕性感染者や軽症者は入院させず、自宅や宿泊施設での待機で十分です。

4) 予防方法

手洗い、うがい、咳エチケット、マスクが推奨され

ています。手洗いには医学的証拠があります。医療用の特殊なものでない限り、マスクで感染予防はできませんが、不顕性感染者の飛沫を遮断する可能性はあるので、数に限りがあるので症状のある人がすれば十分です。感染者が出やすい環境に、密閉、密集、密接があると言われますが、この検証も必要です。移動制限・行動制限が発生のピークを遅らせ、医療機関への負荷を減らすだろうと思います。小中高校の休校要請は、一定の効果はありうるが、親の就業等周辺への影響が大きく、政策がその補償に傾くことで検査体制整備、医療機関支援やワクチン・治療薬開発等に遅れることが危惧されます。

5) 社会的風潮の醸成

過熱な報道の中で、感染者の感染前や後の行動に関する非難、疑われる症状に見える人への偏見・差別、中国・韓国関係者への誹謗中傷等が起こっています。社会に期待される言動ができない人を許さない風潮が心配です。偏見差別が感染者の社会での潜伏化を招き、かえって感染が広がってしまいます。

6) 健康観への問いかけ

疾病対策と社会経済活動のバランスの問題があります。社会がある疾病を必要以上に怖がり、専門家のその病気で死ぬ人を減らしたいという目標に乗っかれば、過大な人・物・金・規制をかけてもよいこととなります。一方、経済活動が滞り多くの人が生活できなくなるという副作用も大きくなります。物差しが違うもののバランスをどうとるかが課題になります。

7) 緊急事態宣言

2020年3月に成立した改正「新型インフルエンザ等対策特別措置法」は、対象に、新型コロナウイルス感染症を追加したもので、首相が「緊急事態宣言」を発令することが可能になり、基本的人権が制限できます。問題点も指摘されており、今後の動向が注目されます。様々な情報に浮足立たず、冷静に取り組まないと、この感染症以外に進む重要な社会問題を見過ごす可能性もあります。過剰反応せず、事実をしっかりと分析し、事前準備することが大切です。



鳥取大学医学部
環境予防医学分野
教授

尾崎 米厚
(おさき よねあつ)



(一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133

ホームページ

鳥取県社会保険協会

検索

社会保険協会費納入のお願い

当協会の事業運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和2年度協会費のご案内をお送りしておりますので、特段のご理解を賜りますようお願いいたします。

ATM等での振込みもお受けしています



ATMやインターネットバンキングなどを利用して当協会の指定口座に会費を振り込まれる際には、振込名義人の前に**事業所整理記号**(払込票に記載してあります)のご入力をお願いします。



皆様の職場へ 運動指導者を 派遣します!



研修会や
講習会に
ご利用ください



会員事業所(協会費を納付されている事業所に限ります)の職場で働く皆様の健康づくりをサポートするため、職場で行う健康づくり講習会等に健康運動指導者を派遣します。

派遣費用
無料

- 講師の派遣費用は無料です。
- 対象人数は5人以上です。
- 講習会は1時間程度です。
- 健康づくり講習会の内容例
健康づくりに関する講演、ストレッチング、健康体操、肥満の解消法などの実技指導
- 講習会の曜日・時間の設定は自由です。

就業後や
休日の開催も
可能です



※講習会の内容及び曜日・時間帯につきましては、なるべく事業所のご要望に応じさせていただきます。

※派遣申込書は当協会ホームページから印刷してご利用ください。